平成２８年（フ）第３１号
兵庫県朝来市山東町新堂54番地
破産者　梅本　泰世
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
鳥取県米子市皆生１丁目13番18号
破産者　宮崎　昭憲
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１３号
徳島県三好市池田町サラダ1794番地４（住民票上の住所徳島県三好市池田町サラダ1798番地２）、前住所東京都目黒区自由が丘１丁目18番１号　アパートメントハウス自由が丘101、東京都目黒区中町１丁目25―31　目黒サンフラット201
破産者　永瀬　　礼
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第１３１号
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県住16―403
破産者　松下亜紀子（旧姓西岡）
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３２号
香川県高松市桜町２丁目17番20号　コンフォルト桜町105
破産者　石井　智子
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５０号
愛媛県松山市三町３丁目３番38号
破産者　鳥越　優子
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７７号
愛媛県松山市会津町10番８号　メゾン会津203号、住民票上の住所愛媛県松山市会津町10番８号　レオパレス会津町203号
破産者　坂本　由美
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９号
愛媛県宇和島市和霊元町３丁目４番７号
破産者　鷹見　政代
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第２１号
愛媛県宇和島市柿原甲1474番地
破産者　善家　和貴
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第２５号
愛媛県宇和島市和霊東町２丁目４番13号　平井マンション２Ｆ
破産者　井上　伸弘
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第９号
佐賀県唐津市鎮西町丸田7411番地
破産者　小峰　秀昭
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２９号
佐賀県唐津市北波多徳須恵1019番地５
破産者　吉村　　学
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第３２号
佐賀県唐津市鏡4725番地６
破産者　野嵜　幸子
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第３３号
佐賀県唐津市養母田鬼塚５番３―333号　県営アパート
破産者　円城寺三枝子
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１５７号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江7674番地13
破産者　森　　淳一
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５９号
宮崎市大島町馬場尻1911番地３、前住所宮崎市中津瀬町85番地　サーパス中津瀬413号
破産者　甲斐加代子
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７２号
宮崎市霧島１丁目76番地
破産者　葛西　林蔵
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８２号
鹿児島県鹿児島市武岡３丁目４番地10（セジュールカホル202号）
破産者　川畑　圭三
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町６番11号（フロウレス新屋敷312号）
破産者　日髙雄一郎
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
鹿児島県鹿児島市上之園町３番地８
破産者　西元　秀己
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１９３号
鹿児島県鹿児島市希望ヶ丘町11番12号
破産者　板井　新吾
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４４号
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳1182番地１
破産者　山田ルミ子（旧姓浅川）
1　決定年月日　平成28年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２７年（再イ）第３０号
茨城県牛久市上柏田３丁目33番地14
再生債務者　松岡　一成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月30日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２８年（再イ）第９５号
東京都稲城市若葉台２―１―１―203
再生債務者　松井　優大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第１０９号
東京都葛飾区細田４―42―１―201
再生債務者　新村　竜大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月26日
東京地方裁判所民事第20部